

臨時・非常勤職員の方へ 県教委確認事項（20年7月6日）

○辞令書 手続きは全員完了済み

※届いていない場合は管理職または本部へ！！

○非常勤講師の成績処理業務にかかる勤務の申請

各校で運用が異なっているとの情報が寄せられています。

勤務時間を記載させるような様式を用いている学校もあるようですが、業務を行ったこと（業務を行うために学校に来たこと）を管理職に伝えれば十分と県教委と確認しています。

※授業がない日に学校で成績処理業務を行った場合には交通費が支給されます。